

人権問題：ハンセン病患者・元患者に 対する偏見をなくそう

ハンセン病は、らい菌により末梢神経や皮膚が侵される感染症ですが、感染力は極めて弱く、発病した場合であっても、現在では、治療方法が確立し、適切な治療により完治することができます。また、遺伝病ではないことも判明しています。

しかし、かつては不治の病あるいは伝染病と考えられ、1907年（明治40年）以降、法律により、ハンセン病患者は療養所に強制隔離されました。この政策は、1943年（昭和18年）にプロミンという薬が開発され確実に治るようになったにもかかわらず、1996年（平成8年）に「らい予防法」が廃止されるまで、長期にわたり続けられました。これにより患者やその家族は、長い間、日常生活、職場、医療現場における、差別やプライバシーの侵害の問題にさらされてきました。

現在は、ハンセン病患者及び元患者に対する名誉回復等の取組がなされているものの、療養所入所者の高齢化、また、身寄りがないことや今なお残る偏見により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰を難しくしています。



国立ハンセン病資料館



- らい予防法の廃止に関する法律・・・1996年（平成8年）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
・・・1999年（平成11年）
- ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律
・・・2001年（平成13年）

ふるさと

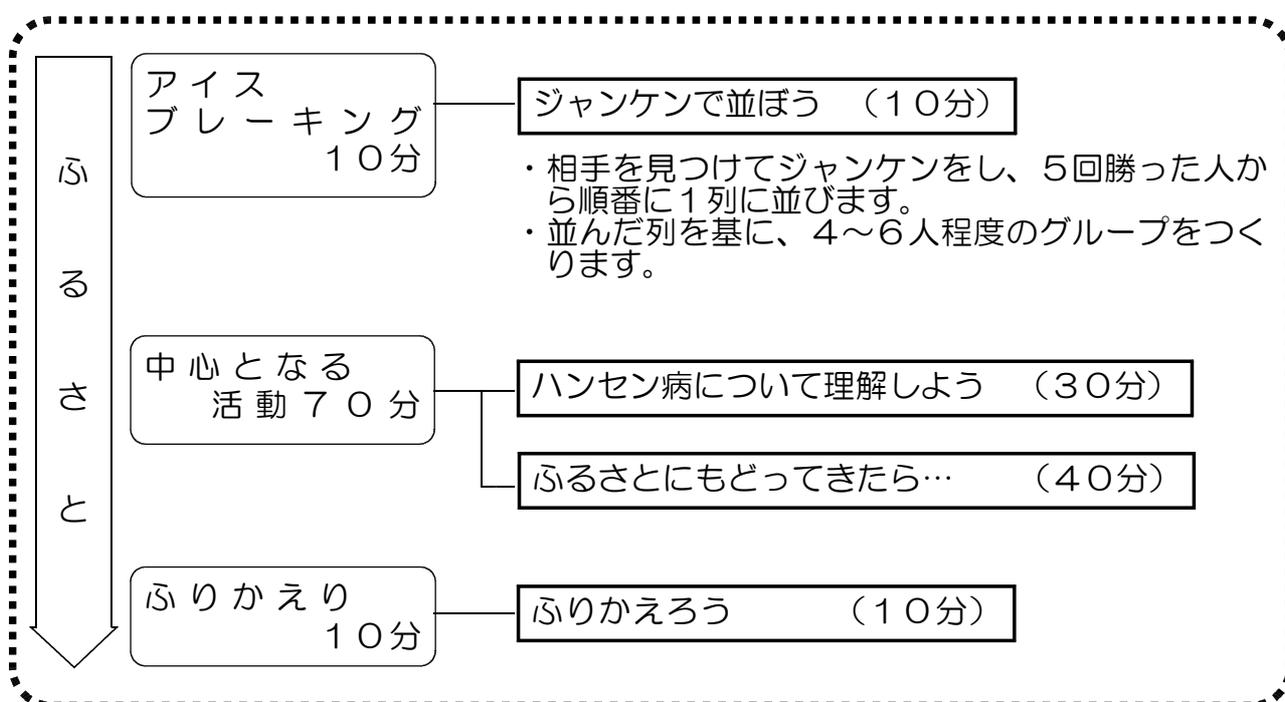
～共に生きる社会をつくるために～



ねらい

ハンセン病について正しく理解し、長い間偏見や差別に苦しんだハンセン病患者や元患者の人たちとその家族の不安や心の苦しみにについて考えます。

学習の流れ（90分）



元気の出るメッセージ



国では、毎年6月25日を含む日曜日から土曜日までの1週間で「ハンセン病を正しく理解する週間」と定め、理解不足による偏見や差別の解消に努めています。

ハンセン病患者や元患者が、安心して医療を受けることができ、自立した生活を送ることができる社会を実現するため、ハンセン病を正しく理解し、自分たちにできることから実践していきましょう。



ハンセン病について理解しよう



- 1 ハンセン病患者の人権を主題としたビデオを視聴します。
- 2 ハンセン病患者がおかれた立場や心情について考えます。
- 3 グループで気づいたことや感じたことを話し合います。

ビデオやリーフレット等を利用して、ハンセン病の歴史や患者たちの状況について理解を深めるようにします。

ハンセン病は感染力が非常に弱い疾患であること、完治した人からは感染しないということを確認しましょう。



ふるさとにもどってきたら…



- 1 「ふるさとにもどってきたら…」のロールプレイについての説明を聞きます。
 - ・時代は現代。
 - ・設定はハンセン病を患った人が、病を治癒し療養所からふるさとの生家に帰ってくる。
- 2 グループ内で役割を決め、ロールプレイを行います。時間をみて役割を交代します。

【役割の例】

- ・家族のもとへ帰るハンセン病元患者
- ・帰ってくるのをうれしく思っている兄弟
- ・学校でハンセン病の勉強した子ども
- ・ハンセン病に理解がなく、嫌だと思っている近所の人 等

- 3 ワークシートに記入し、グループで話し合い問題解決の方法等を考えます。

偏見をもっている人に対し、ハンセン病についての正しい知識をもたせることが重要です。

グループ内でどのような感想や意見があったか、また、どんな気持ちになったかを何人かにインタビューしてみましょう。



ゆるさともどってきたら...

ロールプレイを体験して

()役をした私

私にとっての言動	そのときの 私の感情や思い	周囲の人の状況や言動

☆ 私の言動をふいかえって

--



☆ 問題解決の方法

--

人権問題：インターネットを悪用した 人権侵害はやめよう

インターネットや電子メールが急速に普及し、私たちの生活は非常に便利で効率的なものへと変化しました。しかし、自分の名前などを明らかにしなくても不特定多数の人に自由に情報発信できるインターネット等の特性の悪用により、他人を中傷し差別する書き込みが行われたり、トラブルに巻き込まれたりするケースが多発しており、深刻な問題になっています。

インターネットで発信する人は「匿名」でできますが、書き込まれる人は「実名」ということになります。しかも、インターネットに掲載された情報は簡単に複製できるため、ひとたび掲載されると、掲載した人の意思にかかわらず、またたく間に広がってしまう可能性があります。

インターネットはとても便利な道具ですが、使い方によっては、人を傷つけたりプライバシーを侵害したりしてしまいます。私たち一人一人が、常に人権を意識して使用することが大切です。



- 不正アクセス行為の禁止等に関する法律・2000年（平成12年）
- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダー責任制限法に関する法律）
・・・2002年（平成14年）
- 個人情報の保護に関する法律・・・2005年（平成17年）

知っていますか？情報モラル

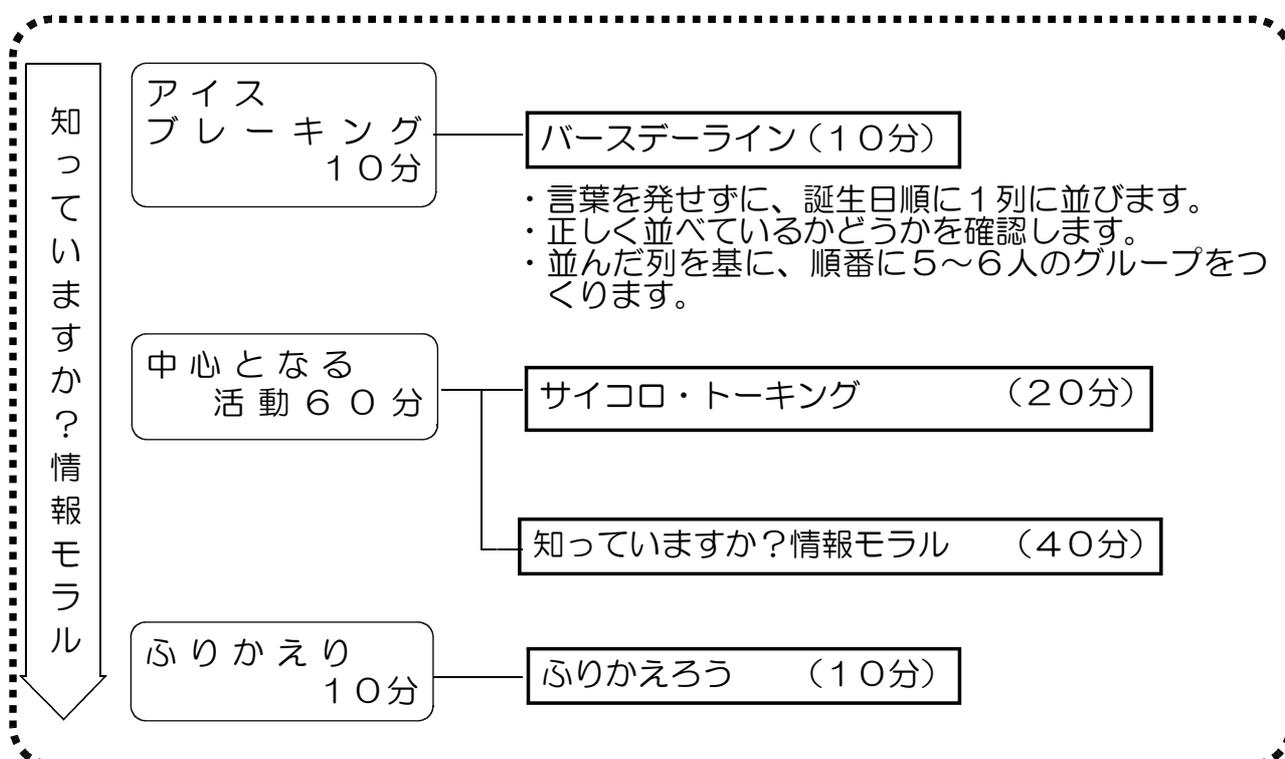
～インターネット利用！ あなたならどうする？～



ねらい

インターネットや携帯電話を利用する上でのルールやマナーを学ぶことを通して、相手の気持ちを思いやることの大切さについて考えます。

学習の流れ (80分)



元気の出るメッセージ



インターネットなどの情報通信ネットワークを利用する場合、つい相手の存在を忘れてしまうことがあります。

大切なのは、相手のことを尊重した「人と人とのコミュニケーション」です。向こう側にいる相手の存在を常に意識していることが、明るいネット社会への第一歩になるでしょう。



サイコロ・トーキング

- サイコロと質問が書いてあるプリントを配ります。
- 一人ずつサイコロを振り、出た目の番号のところに書いてある質問に答えます。

〔質問例〕

- ・インターネットを週に何時間ぐらい、どのようなものを見えていますか。
- ・迷惑メールやチェーンメールを受けとったことがありますか。どんな内容でしたか。
- ・インターネットショッピングで買い物をしたことがありますか。どんなものを買いましたか。

※ 答えにくい内容の場合は、パスやもう一度サイコロを振ることもできます。



質問は「次のアクティビティにつながるようなもの」「参加者が体験・経験を基に話しやすいもの」など、工夫して作りましょう。

インターネットや携帯電話の利用の仕方について、問題意識を高めることが大切です。



知っていますか？情報モラル

- ワークシートの問題1、2に各自で考えを書き込みます。
- グループの中で各自の考えを発表した後、話し合っグループとしての考えやその理由をまとめます。
- 各グループの考えや理由を発表します。
- ワークシートの解説を聞きます。



みんなの人権が大切にされるにはどうすればよいかという視点を大切にします。

各グループの発表を聞きながら、自分たちのグループの考えと比較しふりかえてみましょう。



知っていますか？情報モラル

問題 1

Xさんの携帯電話に「有名人の〇〇が出演するテレビ番組の収録が、〇月〇日〇時に〇〇市の〇〇公園であるから、みんなに回して！」というメールが届きました。

Xさんは、この後、どう対応すればよいでしょうか？



問題 2

- ① Yさんは、自分が訪ねた各地の温泉旅館の泉質や食事の情報を、自分のホームページに掲載しています。
- ② その中に、「現在は有名な〇〇温泉旅館だが、5年前に食中毒を出したことがある。しかし、その後は衛生に気を配り、今のような人気温泉旅館になった。」という内容の書き込みがありました。
- ③ 数日後、〇〇温泉旅館から連絡があり、旅館のお客さんが減るようなことになると困るので、すぐ訂正してほしいとの抗議がありました。

Yさんは、この後、どう対応すればよいでしょうか？



ワークシートの解説例

問題 1

「〇〇人に転送してください」という内容は、チェーンメールの典型例といえます。また、そのキーワードがなくてもチェーンメールと同じ結果になってしまふことがあります。メールやインターネットの情報は、正しいものばかりではないため、冷静に判断する力を身に付け、他の人に送信するときは、自己責任が伴うということを認識することが大切です。

問題 2

たとえ事実であったとしても旅館としては知られたくない内容の記述は、誹謗・中傷に当たるので書いてはいけません。特に、ネットワーク上に流した情報は、日常生活に比べてその伝わる速さと範囲が大きくなるため、相手側に与える損害も大きく、申し出があった時点で速やかに誠実な対応をする必要があります。